

## 中国訴訟（2019）滬0104民初13347号の判決のお知らせ

2020年11月5日  
シーピー化成株式会社

シーピー化成株式会社（以下、当社）は、当社の柄デザインを違法コピーする食品包装用容器を製造・販売する汕頭市三馬塑膠製品有限公司（以下、「三馬社」）及び同社の取扱店スーパーである上海宝燕虹中超市有限公司（以下、「宝燕スーパー」）を被告として、著作権侵害訴訟（(2019)滬0104民初13347号（以下、「本件訴訟」）を提起（中国上海市徐匯区人民法院）し、10月30日に勝訴判決がありましたので、お知らせいたします。

本件訴訟は、当社製品の柄デザインを違法コピーした侵害製品の製造・販売中止、ならびに損害賠償を求めるもので、先日、お知らせいたしました9月30日付「中国における訴訟（勝訴）のお知らせ」の同類の別訴訟になります。

## 1. 本件訴訟の判決について

当社の柄デザイン「花かざり青」の柄デザインを侵害した三馬及び宝燕スーパーに対する判決

**判決：(2019)滬0104民初13347号 中国上海市徐匯区人民法院**

- ・三馬社及び宝燕スーパーによる著作権侵害を認定する。
- ・被告に対して、権利侵害による損害賠償、権利行使のための訴訟費用等合計6万人民元を賠償せよ。

※本件訴訟は、柄デザイン「花かざり青」のみを対象とした訴訟です。

## 2. 今後について

当社の製品に付された柄デザインを違法コピーするなど、国内外問わず著作権等の知的財産権の侵害行為に対しては、その侵害製品の根絶に向けて厳正に対処していく所存です。

加えて、当社は、引き続き税関と協力して侵害製品の取り締まりを一層強化し、国内への流入を防いでまいります。中国市場につきましては、それら侵害製品を販売する者に対しては、引き続き訴訟によって厳正に対処してまいります。

以上